

第五十六号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

職員 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条本文中「以外の勤務」の下に「（以下「時間外勤務」という。）」を加え、同条ただし書中「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務」を「時間外勤務」に改め、同条に次の一項を加える。

2 時間外勤務に關しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第九条の三第一項中「第九条に規定する勤務（以下「時間外勤務」という。）」を「時間外勤務」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に關する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

(説明)

時間外勤務命令を行うことができ上限等を規則で定める措置を講ずるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。